

西宮市老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター等及び老人ホームの事業開始、施設設置等の許認可等に係る申請書等書類の様式に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号。以下「省令」という。)及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター等及び老人ホームの事業開始、施設設置等の許認可等に係る申請書等書類の様式を定めるものとする。

(老人居宅生活支援事業開始届)

第2条 法第14条の規定による届出は、老人居宅生活支援事業開始届(様式第1号)によるものとする。

(老人居宅生活支援事業変更届)

第3条 法第14条の2の規定による届出は、老人居宅生活支援事業変更届(様式第2号)によるものとする。

(老人居宅生活支援事業廃止(休止)届)

第4条 法第14条の3の規定による届出は、老人居宅生活支援事業廃止(休止)届(様式第3号)によるものとする。

(老人デイサービスセンター等施設設置届)

第5条 法第15条第2項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等施設設置届(様式第4号)によるものとする。

(老人デイサービスセンター等施設変更届)

第6条 法第15条の2第1項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等施設変更届(様式第5号)によるものとする。

(老人デイサービスセンター等施設廃止(休止)届)

第7条 法第16条第1項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等施設廃止(休止)届(様式第6号)によるものとする。

(老人ホーム設置認可申請書)

第8条 省令第3条第1項の規定による申請書は、養護老人ホームについては養護老人ホーム設置認可申請書(様式第7号)、特別養護老人ホームについては特別養護老人ホーム設置認可申請書(様式第8号)によるものとする。

(老人ホーム事業開始届)

第9条 法第15条第4項の規定による認可を受けた老人ホームの設置者は、その事業を開始したときは、老人ホーム事業開始届(様式第9号)により、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

(老人ホーム事業変更届)

第10条 法第15条の2第2項の規定による届出は、老人ホーム事業変更届(様式第10号)によるものとする。

(老人ホーム廃止(休止・入所定員減少・入所定員増加)認可申請書)

第11条 省令第5条の規定による申請書は、老人ホーム廃止(休止・入所定員減少・入所定員増加)認可申請書(様式第11号)によるものとする。

(軽費老人ホーム設置届等)

第12条 社会福祉法第62条第1項の規定による軽費老人ホームの設置の届出は、軽費老人ホーム設置届

(様式第 12 号) によるものとする。

2 社会福祉法第 62 条第 2 項の規定による軽費老人ホームの設置の許可の申請は、軽費老人ホーム設置許可申請書(様式第 13 号)によるものとする。

(軽費老人ホーム変更届等)

第 13 条 社会福祉法第 63 条第 1 項の規定による軽費老人ホームの変更の届出は、軽費老人ホーム事業変更届(様式第 14 号)によるものとする。

2 社会福祉法第 63 条第 2 項の規定による軽費老人ホームの変更の許可の申請は、軽費老人ホーム事業変更許可申請書(様式第 15 号)によるものとする。

(軽費老人ホーム廃止届)

第 14 条 社会福祉法第 64 条の規定による軽費老人ホームの廃止の届出は、軽費老人ホーム廃止届(様式第 16 号)によるものとする。

(委任)

第 15 条 申請書等に添付する書類その他この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。